三　空港等の安全表面に関すること。
四　航空機及びその装備品並びにこれらに使用する材料及び部品に関すること（航空機検査官及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）。
五　航空従事者に関する証明に関すること（航空従事者試験官の所掌に属するものを除く。）。
六　運航管理者技能検定に関すること（航空従事者試験官の所掌に属するものを除く。）。
七　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
（運用課の所掌事務）
第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空機の運航の監督に関すること（運航課及び管制課並びに航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。
二　航空機の航行の方法に関すること（空港部及び運航課の所掌に属するものを除く。）。
（削る）
三～六　（略）
（削る）

（システム運用管理官）
第三十九条の五　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び那覇空港事務所に、システム運用管理官それぞれ一人を置く。

2　（略）
（総務部に置く課等）
第四十六条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）、空港業務調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。
（環境・地域振興課の所掌事務）
第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（空港業務調整官及び地域調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
（空港業務調整官の職務）
第五十三条の二　空港業務調整官は、命を受けて、東京国際空港の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害並びに空港の設置及び管理の監督に関する特定事項についての地方公共団体、地域住民その他の関係者との連絡調整に関する事務（空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所並びに他部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（運用課の所掌事務）
第二十八条　運用課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　航空機の運航の監督に関すること（管制課、航空事業安全監督官及び運航審査官の所掌に属するものを除く。）。
二　航空機の航行の方法に関すること（空港部の所掌に属するものを除く。）。
三　空港等の安全表面に関すること。
四～七　（略）
八　航空機及びその装備品並びにこれらに使用する材料及び部品に関すること（航空機検査官及び整備審査官の所掌に属するものを除く。）。
九　航空従事者に関する証明に関すること（航空従事者試験官の所掌に属するものを除く。）。
十　運航管理者技能検定に関すること（航空従事者試験官の所掌に属するものを除く。）。
十一　（略）
十二　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対する援助に関すること。
（システム運用管理官）
第三十九条の五　新千歳空港事務所、仙台空港事務所、東京空港事務所、中部空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に、システム運用管理官を置く。
2　（略）
（総務部に置く課等）
第四十六条　（略）
2　前項に掲げる課のほか、総務部に広報企画調整官（東京空港事務所に限る。）及び地域調整官（仙台空港事務所、東京空港事務所及び大阪空港事務所に限る。）それぞれ一人を置く。
（環境・地域振興課の所掌事務）
第五十一条　環境・地域振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること（地域調整官の所掌に属するものを除く。）。
二　（略）
（新設）